

平成24年 月 日

県民生活審議会
参画・協働推進委員会
委員長 小西 康生

「県民ボランティア活動促進のための施策の推進に関する基本方針」の見直しに際し、当委員会において、今後の施策推進上、特に配慮が求められるとして、議論が集中した事項は下記のとおりである。

県におかれては、基本方針のもと、これらに十分留意の上、県民ボランティア活動の促進に努めていただきたい。

記

1 特に配慮が求められる事項

（1）タイムリーかつ丁寧な広報の実施

助成金情報など、ボランティア活動に有益な情報が、活動団体等に十分に伝わっていない。

広報の実施に際しては、ホームページはもとより、説明会の開催やチラシの配布など、さまざまな機会や媒体を活用するとともに、市町や社会福祉協議会とも連携し、引き続き、タイムリーかつ丁寧な情報提供に努める必要がある。

あわせて、活動団体等において、各種の助成金を有効に活用できるよう、申請書類の作成等の実務についての相談や講習の機会を設けるなど、きめ細かな支援を行う必要がある。

（2）県民の意識を行動に結びつけるための取組み

県民意識調査によれば、近年、地域活動やボランティア活動に取り組む人の割合が低下傾向にあるとともに、活動をしてみたい人と実際に活動している人の差が拡大するなど、県民の意識が具体的な行動に結びついていない状況が明らかになっている。

こうした実態を踏まえ、ひょうごボランティア基金の活用等を通じて、県民ボランティア活動に対する理解を深め、参加を促し、活動を促進させるための取組みを積極的に展開していく必要がある。

(3) 少子高齢化・人口減少の著しい地域での担い手の確保

少子高齢化の進展とともに、人口減少の著しい郡部等では、地域づくり活動に携わる担い手の確保が重要な課題となっている。

このため、これまで地域に根付き活動してきた自治会や婦人会等の既成の地縁団体とNPO法人やボランティア団体との連携を強化するなど、地域を越えた交流や連携を促進し、地域の担い手を確保していくことが重要である。活動団体等それぞれが強みを発揮しつつ、その役割を担い、地域づくり活動に関わっていく仕組みづくりを進めていく必要がある。

(4) 地域特性の配慮

県内各地域で多彩な県民ボランティア活動が展開されているが、なかでも、NPOによる活動は、阪神・淡路大震災を契機に広がった神戸等の被災地域と、その他の地域では、活動規模、活動団体の実務能力、自治会や婦人会等既存の地縁団体との関係等に大きな差異が見られるところである。団体の支援に際しては、こうした地域特性に十分配慮することが必要である。

また、市町合併が進んだ結果、活動現場の実態が見えにくくなっている。施策の推進にあたっては、毎年度の県内各市町の施策等の調査はもとより、現地調査等を通じて、きめ細かな実態把握に努めることが重要である。

2 基本方針の見直し時期について

基本方針は、参画と協働の推進に関する条例に基づく「参画と協働の推進方策」等と密接に関係することから、今後の基本方針については、同方策の改定時期にあわせて、概ね5年を目安に見直すことが望ましい。

次回については、「参画と協働の推進方策」の改定時期となる、平成27年度に一体的な見直しを図りたい。